

『平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』の提出について

本申告書は、平成30年（2018年）1月～12月に給与の支給を受けるT A・R A・研究補助者・臨時職員等を対象として、下記①～③の理由により提出していただくものです。2か月以内の勤務の場合等、必ずしも提出を要する書類ではありませんのでご自身で判断し、勤務先事務所へ提出してください。なお、複数の勤務先に提出することはできません。（早稲田大学内は同一勤務先となります）

- ① あなたの平成30年1月～12月の主たる勤務先を定めるため。
早稲田大学のみで給与の支払いを受けている方は提出してください。本学以外の勤務先（他大学・企業等）に提出している場合は、本学に提出することはできません。ただし、平成30年中に本学を退職（卒業）し、本学以外の勤務先に提出する予定の方は、重複期間がでないよう、本学に提出することができます。退職（卒業）の際は勤務先の事務所に「扶養控除等（異動）申告書の取下げ」を連絡してください。
例）平成30年1～3月までT Aの契約（本学以外ではアルバイト等をしていない）をし、4月に就職予定の場合
→扶養控除等（異動）申告書を本学へ提出することはできますが、卒業（T A退職）の際には、勤務先の事務所に「扶養控除等（異動）申告書の取下げ」の連絡をしてください。
- ② 税法上の各種控除（基礎控除等）を受けるため。
本申告書を提出することにより、月額88,000円未満の給与額は、所得税が0円となります。本申告書の提出がない場合は、支払金額に関わらず、最低3.063%を乗じた所得税を源泉徴収します。
- ③ 年末調整を行うため。
平成30年12月末まで勤務する場合、扶養控除等（異動）申告書を提出することにより年末調整を勤務先にて行います。また勤務先が変わる場合でも退職までの源泉徴収票を提出することにより、新しい勤務先での年末調整に合算することができます。
なお、扶養控除等（異動）申告書がない分の源泉徴収票はご自身で確定申告を行います。（源泉徴収票は「乙欄」となります。）

《勤労学生控除について》

勤労学生控除とは、特定の学校の学生であり、年間総収入は税引前で103万円超～130万円以下の場合に申告ができます。ただし、平成30年中に卒業・退学をした場合は、対象外となります。（税引後の合計所得金額が65万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下）特定の学校の学生とは、以下となります。

- ・学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校
- ・国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの
- ・職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの

なお、勤労学生控除を申告する場合は、学生証のコピーを指定の場所に貼付してください。申告欄の「1」を選択していない場合や貼付がない場合は、「勤労学生控除なし」となります。

《個人番号（マイナンバー）について》

支払内容等を確認したうえで、マイナンバーのご提出をお願いする案内を委託業者から別途郵送しますのでご協力ください。提出方法は必ず案内に従い、本申告書には絶対に同封しないでください。

障害者控除を受ける者のみ
障害者手帳等のコピーをここへ
ホチキス留めして下さい。

新宿税務署長

資格：早稲田大学のTA RA 研究補助者 臨時職員 等

各箇所事務担当者記入欄

学外者登録番号：

給与厚生課記入欄

No.

受付印

契約箇所名：

送付担当者： (内線 -)

(学内の他の勤務先名：)
(↑学内に他の勤務先がある場合は、勤務先名を記入し、それぞれに提出してください。学外は除きます。)

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書【一人用(扶養する親族がない)】

平成 年 月 日提出

主たる給与の支払者	住所または所在地 東京都新宿区戸塚町1-104		氏名または名称 学校法人 早稲田大学 (給与支払者の法人番号：5011105000953)	
申告者	個人番号は別途収集しますので記入しないでください			
学籍番号	氏名	捺印	生年月日	住所(住民票の住所)
(本学の在学生のみ)	フリガナ	印	西暦	〒
ハイフン以下は記入不要			年 月 日	
勤労学生控除 (注意点④参照)	1. 勤労学生控除の申告を受ける(学生証の表面のコピーを貼付) 2. 勤労学生控除の申告を受けない		障害者控除 (注意点⑤参照)	1. 一般障害者(級) 2. 特別障害者(級)

氏名、フリガナ、生年月日、住民票の住所、学籍番号(本学在学生のみ)、右上の提出日を楷書体で丁寧に記入し、捺印(シャチハタ不可・外国籍の方のみサイン可)してください。源泉徴収票が正しく発行されない場合があります。

【注意点】※裏面もご確認ください。

- ①早稲田大学以外の勤務先にこの申告書を提出している場合、本学に提出することはできません。ただし、平成30年中に本学を退職(卒業)し、本学以外の勤務先に提出する予定の方は、重複期間がでないよう、本学に提出することができます。退職(卒業)の際は勤務先の事務所へ「扶養控除等申告書の取下げ」を連絡してください。
- ②扶養する親族がいる場合は、別の申告用紙になりますので、勤務先の事務所に申し出てください。親族がいる場合でも扶養しない場合(配偶者「有」でも扶養しない場合も含む)は、必ず【一人用】を使用してください。
- ③留学生の方で「租税条約に関する届出書(APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION)」を提出している場合は、当申告書は絶対に提出しないでください。
- ④勤労学生控除を申告する場合は、「1」を選択し、学生証のコピーを右記に貼付してください。「1」を選択していない場合や貼付がない場合は、「勤労学生控除なし」となります。
- ⑤障害者控除を申告する場合は、「1」または「2」を選択し、障害の状態、障害の等級等の分かる障害者手帳等のコピーを申告書の裏面に貼付してください。選択していない場合や貼付がない場合は、「障害者控除なし」となります。

勤労学生控除を受ける者のみ
学生証(表面)のコピーを貼付

※年間総収入103万円超~130万円以下の学生の学生が
申告できます。103万円以下は貼付不要です。

問い合わせ先：早稲田大学人事部給与厚生課 扶養控除係
〒169-8050 東京都新宿区戸塚町1-104
TEL03-3208-0480 (内線：71-2560)